

第4号議案

北信越ブロック障がい者スポーツ指導者協議会会則の一部改正について

1 障がい者スポーツの名称をパラスポーツに変更

第1章 総 則

(目的)

- ・第1条 目的について、障がい者スポーツをパラスポーツに変更する。

(事業)

- ・第4条 事業について（2）及び（3）障がい者スポーツをパラスポーツに変更する。

第2章 組 織

(組織)

- ・第5条 組織について、公認障がい者スポーツを公認パラスポーツに変更する。

北信越ブロック障がい者スポーツ指導者協議会会則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本会は、北信越地区（長野県、新潟県、富山県、石川県、福井県）のパラスポーツ指導者相互の連携を密にし、指導者の資質と指導力の向上を図るとともに、活動を促進し、パラスポーツの向上に寄与することを目的とする。

(名 称)

第2条 本会は、北信越ブロック障がい者スポーツ指導者協議会と称する。

(事務局)

第3条 本会は、事務局を会長選出県に置く。

(事 業)

第4条 本会は、第1条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の交流を深めるための事業を行うこと。
- (2) パラスポーツ指導者の資質と指導力の向上に関すること。
- (3) パラスポーツに関する情報収集とその周知に関すること。
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業。

第2章 組 織

(組 織)

第5条 本会は、北信越ブロックに在住する者で、公益財団法人日本パラスポーツ協会公認パラスポーツ指導員（以下「会員」という）で組織する。

第6条 本会は、会の運営を円滑にするために各県に支部を置き、支部には代表者2名以上を置くものとし、そのうち1名は副会長を兼務する。

(役 員)

第7条 本会に次の役員を置く。

会 長	1名
副 会 長	4名
理 事	若干名
事務局長	1名
監 事	2名

- 2 会長は総会において選出し、本会を代表し、会務を統轄する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるとき、会長の職務を代行する。
- 4 事務局長は会長選出の県に置いて、会長が任命し、本会の事務（会計を含む）を処理する。

5 監事は役員会において選出し、本会の財務を監査する。

6 本会に顧問を置くことができる。

第8条 役員の任期は4年とする。ただし、役員会の承認を得ることにより任期を延長することができる。

第3章 会 議

(招 集)

第9条 会議は、総会及び役員会とする。

2 総会は役員会をもって組織し、本会目的遂行のために必要な重要事項について審議決定する。

3 総会は、年1回会長が招集する。

4 役員会は、必要に応じて会長が招集する。

5 総会及び役員会の議長は会長が務める。

6 前記のほか、必要に応じて役員会を招集することができる。

第4章 経 費

(経 費)

第10条 本会は、次の経費をもって充てる。

(1) 補助金及び寄付金

(2) その他の収入

(会計年度)

第11条 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(補 則) この規約に定めるもののほか本会の運営に関し、必要な事項は別に定める。

(付 則)

1 この規約は、平成9年3月22日から施行する。

2 平成12年4月 1日から一部改定。

3 平成26年6月29日から一部改定。

4 平成29年6月24日から一部改定。

5 令和4年6月11日から一部改定。

6 令和5年6月17日から一部改定。

7 令和7年6月29日から一部改定。

8 令和8年6月21日から一部改正。